

石破 自民幹事長もくろむ 「軍法会議」

BS番組で9条改憲後の設置力説

自民党は同党の改憲草案で、憲法九条を變更して自衛隊を「国防軍」にすることを掲げた。それに伴い、国防軍に「審判所」という現行憲法では禁じられている軍法会議(軍事法廷)の設置を盛り込んでいる。防衛相の経験もある同党の石破茂幹事長は四月に出演したテレビ番組で、審判所設置に強い意気込みを見せた。「死刑」「懲役三百年」など不穏な単語も飛び出した石破氏の発言とは。(小倉貞俊)

「軍事法廷とは何か。罪を犯した場合の裁判をすべて軍の規律を維持するため、国防軍に審判するためのものです」。四月二十一日放映の「週刊BS-TBS報道部」の自衛隊で隊員が上官の憲法改正を問うというテーマで招かれた石破氏は、自衛隊法で最高でも懲役七年が上限であることを国防軍になると、具体的に説明し、「こう語った。的に何が変わるのかと問われた石破氏はまず、「これは国家の独立」「(改憲草案に)軍事裁よ」と言われたときに、判所的なものを創設するいや行く死ぬかもしれ規定がある」と述べた。改憲草案九条二の五項には「軍人その他の公務員が職務の実施に伴う罪から(国防軍になったとか国防軍の機密に関する)にそれに従えと。そ

れに従わなければ、その国における最高刑に死刑がある国なら死刑。無期懲役なら無期懲役。懲役三百年なら三百年。そんな目に遭うくらいなら、出動命令に従おうって

「審判所の目的はただひとつ。軍の規律を維持すること」と話す自民党の石破幹事長は4月21日、BS-TBSから



第9条の改正は

ろ。人を信じないのかと言われるけれど、やっぱり人間性の本質から目を背けちゃいけない」こうした重罰を科すために審判所は必要で、石破氏は「公開の法廷ではない」と付け加えた。自民党のホームページにある「日本国憲法改正草案Q&A」でも、国防軍審判所を「いわゆる軍法会議のこと」と説明、設置理由を「軍事機密を保護する必要があり、迅速な裁判の実施が望まれるため」と解説する。裁判官や検察、弁護側を軍人から選ぶことを想定。審判所が一審制か二審制なのかは「立法政策による」と記され、上訴ができるか否かは不透明だ。この発言について、山口大の瀧澤厚教授(歴史学)は「戦前の軍隊のあり方自体を否定することから戦後日本は出発し、

平和憲法に真つ向背反

「特別裁判所」は禁止…「審判所」で言い抜け?

遠い昔、銃を手にした警官らが街をうろつく光景にファミズムを重ねた。でも、想像力を欠いていたと確信する。お笑い番組と監視カメラ、好戦的な政治家の暴言と無関心にあふれた日常。もつすでに二線を越えていないか。そういえば、故田中清玄氏は軍国主義はささいな弾みで戻ると警告していた。(牧)

リスクゼロ

現行憲法がつくられた。石破発言は平和国家日本のありようを根底から覆して、戦前と同様の軍事組織の立ち上げを意図している。歴史の教訓をほごにするもの」と話す。早稲田大の水島朝穂教授(憲法学)も「戦争体験世代の政治家にあった抑制は皆無。戦前の反省はどこへいったのか」と批判し、「審判所」という表現に注目する。「現行憲法も自民改憲草案も、七六条二項で『特別裁判所』の設置を禁じている。軍法会議はこの特別裁判所にあたるため、通常の行政機関を装った『審判所』という名にしたのではないかと